**●ブログ「古田史学の継承のために」議論の記録９**

2017年6月14日 (水)

**●孝徳の宮「難波長柄豊﨑宮」はどこにあったか？（川瀬健一さん）**

「2017617koutoku2.pdf」をダウンロード

●孝徳の宮「難波長柄豊﨑宮」はどこにあったか？

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　川瀬健一

１）はじめに

　「古田史学の会」では、「前期難波宮九州王朝副都」説に絡んで、近畿天皇家の王・孝徳の宮がどこにあったのかが論争されている。

　「副都」説を唱える古賀さんは、「前期難波宮」は九州王朝の都であると主張するとともに、この宮と同じ時代の近畿天皇家の王である孝徳の宮・「難波長柄豊﨑宮」は、この「前期難波宮」から少し離れた大阪市内の北区長柄豊崎の豊崎神社付近にあると主張する。これに対して「副都」説を批判する大下さんは、この時代に現在の大阪の上町台地には最近の地層の緻密なボーリング調査によって、難波津と呼べるような港湾は存在せず上町台地自身も広大な都城を建設できる規模ではないという地質学的考察に依拠して、「前期難波宮」は孝徳期ではなく天武期の宮であり、さらに、淀川河口を挟んだ北側の豊中吹田市付近の神崎川河口には古代の港湾施設や大規模な倉庫などの遺跡も掘り出されており、平安時代の記録にここが「難波浦」と呼ばれていたことを根拠にして、孝徳の宮はこの付近にあったのではないかとされている。

　そしてこの論争の前提には、大阪歴史博物館の見解である、前期難波宮は孝徳の「難波長柄豊﨑宮」であるという見解が存在しているのである。

　また「古田史学の会」の発祥の根拠である「九州王朝」説を唱えた古田武彦さんは、孝徳の宮は、九州の現在の博多付近にあったとしていたことも記憶に新しい。

　私は、これらの論争を見て、『日本書紀』の記述だけに依拠して、孝徳の宮「難波長柄豊﨑宮」がどこにあったのかを確定できるのではないかと考え、『日本書紀』孝徳紀を精査してみた。

　結論としては、古田さんと同じく、孝徳の宮は九州の博多付近にあったとの結論に達し、古賀さんの北区長柄豊崎説も、大下さんの神崎川河口付近説も、さらには大阪歴博の前期難波宮説もすべて成り立たないとの見解をもった。

　以下にその分析方法と、分析の過程を報告する。

**コメント**

「磐井の乱」だけに絞っての疑問です。磐井は「筑紫の君」と称されています、また、唐に捕虜となったのものも「筑紫の君」です。また川瀬さんが論じられた「風土記」でも「今の筑紫の君等の祖」という形で登場します。磐井を豪族とする根拠はどこにありますか？「筑紫火の君」なら豪族であるとしても分かります。「筑紫の君」は同時期に複数存在するのですか？

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年6月14日 (水) 15時17分

川瀬さんへ

「●孝徳の宮「難波長柄豊﨑宮」はどこにあったか？」について、小生説に関して川瀬さんの認識に誤りがあったことと、また小生の基本認識と違うところがあるので取り急ぎ下記コメントします。

論文は内容が簡単には理解できないので、詳しいコメントはよく読んでから報告します。

＜訂正依頼＞

川瀬さんは「大下は孝徳天皇の宮が尼崎にあったと考えている」と記されていますが、小生は「難波長柄豊崎宮は古田先生が指摘されている博多湾を見下ろす所にあった」と考えています。

孝徳の宮についてはどこにあったのかわかりませんが、可能性としては外戚関係のある阿倍氏の拠点があった上町台地南部の阿倍野地区ではないかと考えています。

そして尼崎の難波地名については奈良時代に作られた『住吉大社神代記』にもあり、『古事記』に記された仁徳の宮は尼崎にあったかも知れないと考えているものです。上町台地の難波は天武の時に九州から移されたものと考えています。

川瀬さんの文章の訂正をお願いします。

＜日本国名＞

川瀬さんは「多利思北孤の時から九州王朝は日本国を名乗っていた」とされています。しかし隋書に俀（大倭）国と記され、また「法華義疏」の貼紙に「大委国上宮王」とあることから「多利思北孤」の国はまだ「日本国」を使っていなかったと考えます。近畿天皇家が７０１年に「日本国」を名乗り、大宝年号の建元を宣し、大宝令を発布した。それらは一連の流れであったと考えています。

＜日本書紀記事について＞

晩年の古田先生が大量の書物を抱えて旅行されるとき、小生はいつもその荷物の運搬役として同道していました。道中の新幹線の中などでは、出来の悪い生徒に教え諭すように懇切丁寧にお話をしていただきました。

ただ一度だけ、今でもよく覚えているのですが、普段と違った強い調子で話されたことがあり、驚いたことがあります。それは「日本書紀とはほんとうにわかりませんね。いくら考えてもわかりません」という言葉でした。その時は先生のつぶやきのような言葉の意味を深くは理解できませんでしたが、今日の川瀬さんの論文を見て、古田先生も同じように『日本書紀』を徹底的に読みこんでそこから歴史の真実を求めても求めきれないと、苦しんでおられたのではないかとふと思いました。

そしてその苦しみの結果が、古田先生の「序　九州年号論」『九州年号の研究』（古田史学の会編、ミネルヴァ書房、２０１２年）末尾に、最後に新たな学問の進展、その未来について申し述べたいとして、私たちのなすべき道は「１．中国史書の率直な理解。２．金石文。３．考古史料に基づいた歴史認識の必要性」の言葉につながったものではないかと考えています。

「序　九州年号論」の先生の言葉を素直に受け止めなければならないと思っています。

投稿： 大下隆司 | 2017年6月14日 (水) 18時19分

上城さんへ

　「継体紀」では磐井は「筑紫国造」と書かれています。そしてその息子・葛子は「筑紫君」です。ここをどう理解するか。

　「筑紫君」など「君」を称号としていた豪族が奈良時代の律令体制の中で、どこの領主となっていたかを考えるとよくわかります。彼らは「郡」の大領クラスです。

　つまり彼らが先祖伝来支配していた「国」とは、律令体制では「郡」の規模なのです。そしてこれは「国造」を称号にしていた豪族も同じです。

　つまり律令体制以前においては、「国」とは、律令体制における66ヵ国の「国」と規模が違って、もっと小さなものだった。だから律令体制を作るにあたり、それらの小さな「国」を統合して大きな「国」を作り、今までの「国」を「郡」とした。おそらく「九州王朝」もこれをやり、「国」を「評」に変えたのだと思います。

　「九州王朝」時代のその天子も、実態は一豪族です。最有力の豪族の力と権威を背景にして、国家の支配の頂点にいた。しかし天子が「倭国」の全部を直轄支配していたわけではないはずです。天子の直轄支配地以外は、それぞれの豪族、「君」や「国造」などの称号をもった豪族が支配する地域であったと思います。それが「国」であった。

　天子の直轄地は何であったか。おそらく「県」ではないでしょうか。そしてこの「県」以外には、直接の臣下である「臣」「連」などの称号をもった小豪族が、それぞれ直轄地を持っていた。その直轄地は「子代」ではなかったでしょうか。そして彼らが支配する民が「子代入部」。また個々の天子もまた伝来の私有地として「屯倉」を持っていた。

　したがって天子の直轄地ではない「国」の中にも「県」が置かれたり「屯倉」が置かれた。

　これが律令体制成立前の日本の国の姿だったと思うのです。

　おそらく隋・唐帝国が現れる前の中国に倣った制度だと思います。秦・漢以来の制度。

　したがって「君」も「国造」も、先祖伝来の領地である「国」を持つという意味では対等の関係だった。どちらも豪族。規模の違いです。

　だから筑紫（これは最初は国名ではなく地方名だったが、律令体制が作られるにしたがてって大きな「国」になった）には、複数の「君」と「国造」がいた。ただし「筑紫君」は一人でしょう。これが「筑紫地方」全体を束ねる王の名。

　「九州王朝」の天子の一族は皆、それぞれの固有の領地の名を関して「○○君」と号したり「○○国造」と号していたと思います。たとえば「三輪君」とか「韓国君」とか。「筑紫国造」とか。

　磐井が「今の筑紫君らの租」とされている問題。

　以上の認識から、「筑紫君」を名乗れる家系は複数あり、その家系同士の間で「筑紫君」の地位をめぐって、争いがあったのだと思います。

　したがって「磐井乱」で「筑紫君」が交代し、その後また「筑紫君」が磐井の子孫の系統に交代した。なぜなら磐井は討たれても、その子の一人の「葛子」が生き残ってそれなりに支配権を持ったのですから。もちろん天子ではなかったですがね。

　サチヤマが「筑紫君」なのは、「九州王朝」の天子ではなく皇太子だったからではないでしょうか。「筑紫君」は皇太子が名乗る称号になっていた。今のイギリスで皇太子が、「プリンスオブウェールズ」と称するのと同じです。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月15日 (木) 14時23分

大下さんへ・質問です。

　＜小生は「難波長柄豊崎宮は古田先生が指摘されている博多湾を見下ろす所にあった」と考えています。

孝徳の宮についてはどこにあったのかわかりませんが、可能性としては外戚関係のある阿倍氏の拠点があった上町台地南部の阿倍野地区ではないかと考えています。＞

　意味がわかりません。孝徳の宮は「難波長柄豊崎宮」ではないのですか？

　質問の二つ目。

＜奈良時代に作られた『住吉大社神代記』＞。これは本当でしょうか。平安時代ではないのですか？

　これは疑問。

　私が「多利思北孤の時から九州王朝は日本国を名乗っていた」と理解されたようですが、私は「磐井」の時代からだと思っていますしそう書いたはずです。書紀の「百済記」の記述が根拠です。

　「法華義疏」の貼紙に「大委国上宮王」とあったこととの関係はまた考えます。「百済記」も「法華義疏」の貼紙もともに、当時の一次史料ですから。どちらか片方を捨てれば良いという問題ではないと思います。

　疑問の二つ目。

＜「序　九州年号論」の先生の言葉を素直に受け止めなければならないと思っています。＞

　大下さんの理解と私の理解は異なります。大下さんは文字通り言葉の通りに理解されようとしています。私は古田さんの言葉の裏側を考えて理解しようとしています。

　だからメールに書いたとき「表面的にうけとらないように」と書いたと思います。

　＜「１．中国史書の率直な理解。２．金石文。３．考古史料に基づいた歴史認識の必要性」＞

　これは必要です。

　でも中国の正史にも異なる記述がありますね。日本列島の国の国号の変化について。「旧唐書」と「新唐書」において。これは元の一次史料をそのまま掲載したので、「或いは云う」となっているのでしょう。唐王朝としては判断のしようがないということ。元の史料は、近畿天皇家の使者が話した言葉と、九州王朝の使者が話した言葉と二通りあったはずです。701年まではまだ九州王朝が正統な王朝であって、たしか二つの王朝の使者が中国の天子の前で鉢合わせして、正統性を争ったという記事がありましたね。

　素直な理解とは、「文字通りの理解」ではないです。こうしたさまざまな記述が出てきた背景までも読み込まないとだめです。

　そして考古学史料は、発掘し報告書をまとめた学者の解釈が介在することは肝に銘じておきましょう。古賀さんの勘違いが良い例です。

　さらに古田さんが歴史史料として『日本書紀」を排除したと考えては間違いです。

　日本側のまとまった史書としては、『日本書紀』と『古事記』としかないですから。

　ただしこれらはどれも一次史料ではなく二次史料です。一次史料とは当時の金石文や遺跡、そして当時出された政府の公式命令や手紙や荷札や日記など。二次史料はこうした一次史料を元にして後で編纂したもの（中国の史書も二次史料です）。『古事記』も『日本書紀』も二次史料で後世の編纂もの。当然編纂する人の主観・イデオロギーで史料操作がされています。字句を改変したり時代を動かしたり。ただし動かすにもルールがあります。やみくもに動かせない。そして実際に編纂する史官は事実を記録する職掌ですから、嘘を書きたくない。だから上の命令でしたがって上のイデオロギーでゆがめた歴史にするのですが、必ず読める人には読み取れる方法で、歴史を改竄するのです。字句の書き換え方の一定のルール。時代を移す場合の一定のルール。このルールさえ解析できれば使えます。通説派は、編纂のイデオロギーを無視し、改変のルールを分析することなくして、二つの史書を使ったからいけないのです。古田さんは改変のイデオロギーを指摘しただけ。具体的な改変のルールまではまだ手が届いていない。

　だから「わからない」とした箇所が多いし、古田さん自身が袋小路に入ったところも多い。

＜「日本書紀とはほんとうにわかりませんね。いくら考えてもわかりません」＞との古田さんの言葉は、この改変のルールをすべてはまだ見出していないという、古田さんの素直な告白だと理解するべきです。『日本書紀』は使えないとは言っていません。

　言葉の表面的理解にならないように注意。

　ここを私たちは超えて行かないと。ただし古田さんの依拠した方法論に乗っ取って。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月15日 (木) 14時50分

間違いがあったので訂正します。

　５）の孝徳紀を精査した文の中に、「味経宮」の初出のところで、『「前期難波宮九州王朝副都説」を唱える古賀さんは、白雉改元が行われた宮の正式な名は「味経宮」であるとしているが』と書きましたが、正しくは、『古賀さんの「前期難波宮九州王朝副都説」を支持する正木さんは、白雉改元が行われた宮は「味経宮」であり、前期難波宮は「味経宮」と呼ばれた可能性ありと指摘し、古賀さんは「難波宮」ではないかとしていたが、この正木説を大いに可能性ありと評価している』でした。

　古賀さんがご自身のブログで「ちゃんと書け」と抗議されていたのでここに訂正しておきます。

　あと追加ですが、孝徳を陵に葬ったあとで、中大兄とその母が移った宮の名は、「倭飛鳥川辺行宮」と、ここでも「倭」と付記してありました。

　書紀編者は「倭」と「日本」をきちんと書き分けていたのです。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月15日 (木) 23時28分

川瀬さんへ

天子には「崩」、太子や諸侯には「薨」、他は「卒」などと記されると記憶しています。

「百済本記」の記述では「日本天皇及太子皇子、倶崩薨」と記しているのは天皇が崩、太子皇子が薨なので「倶崩薨」と記しているのだと思いますが、違いますか？

まあ、私の知識などあてにはできませんが…。

投稿： 山田 | 2017年6月16日 (金) 08時48分

「磐井」が豪族(九州王朝内部の)とした場合、書記の領土分割案など意味が有りませんね。私は、古田先生の説を、未だ支持します。「宣化天皇」の詔勅を磐井の詔勅だと考えることにもよります。古賀さんの発言が成立するためには、「味生宮」「難波長柄豊崎宮」「難波宮」が同時に出現している「日本書紀」記事が必要です。有りませんね。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年6月16日 (金) 13時00分

川瀬さんへ

６月１５日付の質問に対して下記回答します。

１）孝徳の宮はどこにあったのか。

小生は孝徳紀にある多くの記述は、九州王朝の出来事が近畿天皇家の出来事として『日本書紀』に盗用された記事だと考えています。この時代に筑紫と大和でそれぞれ何が起きていたか、小生の理解は下記の通りです。

筑紫での出来事：九州王朝は博多湾岸に「難波長柄豊崎宮」を建設し、味経宮で白雉改元の儀式を行った。この時の九州王朝の天子の名前は不明。孝徳紀に記されている宮々は筑紫にあった。

大和での出来事：乙巳の変で権力を握った軽皇子/中大兄皇子らは、軽皇子を孝徳天皇として即位させた。その宮名と場所は「書紀」に書かれていないが、後に中大兄皇子が飛鳥に戻る話があるので、飛鳥の外にあった可能性が高い。その場合外戚である阿倍氏の拠点の大阪市南部（今の大阪市阿倍野区）に宮を構えた可能性がある。

２）住吉大社神代記

神代記には作られた年次が記載されています。それに疑問を持たれていたことは知っています。このため神代記について図書館で調べましたが、田中卓『住吉大社神代記の研究』の説明に納得し、また丹波や能勢、そして生駒の山中にある沢山の住吉神社の存在を実際に見に行って確認して、基本的に神代記の記述はあっていると思ったものです。『住吉大社神代記の研究』のコピーは取っていないので、大阪へ出た時にでも念のため再度確認しておきます。

３）継体紀にある「百済記」の日本

全数チェックをしたわけでありませんが、古事記に記された「倭」が数多く「日本」に書き換えられています。「百済記の日本」も「百済記の倭」であった可能性もあります。

ご指摘のように孝徳紀に「倭の京、倭飛鳥河辺行宮」の記述があります。九州から大和への地名の移動の多くは七世紀後半になされ、この時に筑紫の「倭」も大和へ移され、「ヤマト」に「倭」の字が充てられるようになったと思っています。『日本書紀』にある「倭」は基本的に大和盆地を差している思っています。もっともこれは十分に検証したものでありませんが。

４）古田先生が日本書紀を排除。

小生も「先生が日本書紀を排除した」とは考えていません。ただ先生は「日本書紀の記述に頼るのではなく、中国史書や金石文、考古史料をよく研究して、それらを基準に物事を考えなさい」と言われたものと理解しています。

投稿： 大下隆司 | 2017年6月16日 (金) 20時13分

山田さんへ

　正しいご指摘ありがとうございます。

　確かに、天子は「崩」、三位以上の公卿は「薨」、その他は「卒」でした。うろ覚えで付け加えて書くものではありませんね。削除して訂正しておきます。

　山田さんもここの論議をちゃんと読んでいてくれているので少し安心しました。

　追伸：「百済本記」の「日本天皇及太子皇子、倶崩薨」。確かに天皇が崩、皇太子が薨です。ここを読んで気が付かかないとは。「百済本記」の記述が正確であることを確認しました。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月17日 (土) 13時58分

上城さんへ

＜私は、古田先生の説を、未だ支持します。＞　この「古田先生の説」とはどれを指しているのでしょうか。「磐井の乱」について。古田さんは当初は「九州王朝の天子磐井に対する近畿天皇家の継体の反乱」としました。でものちにこの話は「書紀編者の造作」とされました。「未だ」とされているので前者でしょうか。上城さんのコメントは短すぎでいつも判読するのに苦しみます。もう少し説明をお願いします。

　磐井と継体をともに九州王朝内部の人間と考えれば、近畿の王形態が部下の物部に領土分割の提案をしたという記事こそ書紀編者の造作になります。

＜「宣化天皇」の詔勅を磐井の詔勅だと考えることにもよります＞の詔勅とは、『夏五月辛丑朔、詔曰「食者天下之本也。黃金萬貫、不可療飢、白玉千箱、何能救冷。夫筑紫國者、遐邇之所朝屆、去來之所關門、是以、海表之國、候海水以來賓、望天雲而奉貢。自胎中之帝洎于朕身、收藏穀稼、蓄積儲粮、遙設凶年、厚饗良客。安國之方、更無過此。故、朕遣阿蘇仍君未詳也、加運河內國茨田郡屯倉之穀。蘇我大臣稻目宿禰、宜遣尾張連、運尾張國屯倉之穀。物部大連麁鹿火、宜遣新家連、運新家屯倉之穀。阿倍臣、宜遣伊賀臣、運伊賀國屯倉之穀。修造官家那津之口。又其筑紫肥豐三國屯倉、散在懸隔、運輸遙阻。儻如須要、難以備卒。亦宜課諸郡分移聚建那津之口、以備非常、永爲民命。早下郡縣、令知朕心。」』でしょうか。

　ここに出てくる「胎中之帝」とは九州王朝の古い天子の名でしょうかね。そして今の天子の配下として、「阿蘇仍君」「蘇我大臣稻目宿禰」「物部大連麁鹿火」「阿倍臣」が示され、それぞれの管轄の地域の屯倉のモミをそれぞれの配下を派遣して運ばせよと命じた。この命じた天子が磐井だと。

　なぜこの詔の主体を磐井だと考えるのでしょうか。それより磐井を倒した、九州王朝の新天子・継体の詔と考えたほうが良いのではないでしょうか。磐井を打ち破った物部を配下として動かしているのですから。

　他に興味深いのは、「阿蘇君」の管轄下に「河内国」があること。どう考えてもこれは九州の火の国より南ですよね。つまり「河内国」とは、今の薩摩川内あたりではないか。「河内国」というとすぐに今の大阪府あたりと考えがちですが、書紀の河内には南九州の河内もあるのかもしれないと考えさせます。

　「蘇我臣」が尾張連を使わしてというのは近畿天皇家の統治範囲の東限を示していますし、「阿倍臣」が「伊吹臣」を使わして伊賀の屯のモミを運ばすというのも、近畿天皇家の版図とその配下の臣の分担地域を示していて興味深いです。

　とすると「物部大連麁鹿火」管轄した「新家屯倉」とはどこの屯倉なのでしょうね。「阿蘇臣」が南九州を管轄したのなら、「物部大連麁鹿火」は北九州、筑紫国でしょうかね。

＜古賀さんの発言が成立するためには、「味生宮」「難波長柄豊崎宮」「難波宮」が同時に出現している「日本書紀」記事が必要です。＞

　ここも詳しい説明をお願いします。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月17日 (土) 14時25分

大下さんへ

　ご自身の思い込みを説として出してしまっています。

１：＜筑紫での出来事：九州王朝は博多湾岸に「難波長柄豊崎宮」を建設し、味経宮で白雉改元の儀式を行った。＞

　書紀記事には「難波長柄豊碕宮」造営の記事はないです。すでにあったとしか読めません。「味経宮」では白雉改元は行われていません。この宮で正月の拝賀の礼が終わって天子は別の宮にもどり、そこからまた「味経宮」に行幸したとの記事なしで改元になるのですから。

２：＜その宮名と場所は「書紀」に書かれていないが、後に中大兄皇子が飛鳥に戻る話があるので、飛鳥の外にあった可能性が高い。その場合外戚である阿倍氏の拠点の大阪市南部（今の大阪市阿倍野区）に宮を構えた可能性がある。＞

　書紀に孝徳が飛鳥とは別の場所に宮を作ったとか移ったとの記事がないのですから、大下さんの思い込みです。

３：＜全数チェックをしたわけでありませんが、古事記に記された「倭」が数多く「日本」に書き換えられています。「百済記の日本」も「百済記の倭」であった可能性もあります。＞

　まず全部チェックしてから物を言ってください。書紀では、古事記の「倭」が「日本」に書き換えられていることをまず証明する。それが証明されても、「百済記」の日本がもとは倭だったとは、可能性でしかありません。

４：＜ご指摘のように孝徳紀に「倭の京、倭飛鳥河辺行宮」の記述があります。九州から大和への地名の移動の多くは七世紀後半になされ、この時に筑紫の「倭」も大和へ移され、「ヤマト」に「倭」の字が充てられるようになったと思っています。『日本書紀』にある「倭」は基本的に大和盆地を差している思っています。もっともこれは十分に検証したものでありませんが。＞

　ご自身で自分のおもいこみだと自白しています。まず史料で検証してください。

　古田さんが『失われた九州王朝』の「隋書タイ国伝の示すもの」で、『旧唐書』に、タイ国との国交が絶えたあとでも「倭国」が朝貢してきたとの記事があることを根拠に、この「倭」は九州のタイ国ではなく近畿天皇家だと断定し、さらにタリシホコが「日本国」と自称していた可能性大と論じていました。

　お忘れでしょうか？

　ここの論証は私の論証と同じです。自分で書いてから、古田さんがどこかで同じ論証をしていたなと思いだして見つけました。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月17日 (土) 14時40分

言葉が足りなくて、申し訳ありません。「日本書紀」の立場で、「磐井」のことを「筑紫国造」としたのであって、領土分割案があることから、「磐井」は九州王朝のトップと考えます。豪族であると考える根拠が見えません。古賀さんは難波長柄豊崎宮は難波宮下層遺跡ではないとする立場で、味生宮でもないとするならば、「難波宮」と古賀さんが呼ぶ宮は、「日本書紀」の記事に味生宮、あるいは難波長柄豊崎宮と同時に記事に現れなくてはなりませんが、難波長柄豊崎宮の略称としての難波宮として、幸徳期の最後と、斎明記に1度現れるだけで、3つの宮が同時に存在した証明が出来ません。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年6月18日 (日) 12時04分

上城さんへ

　豪族とは何か。私は「君」も「国造」も同じく豪族であると考えます。根拠は律令制下ではどちらも、郡の大領になっており、彼らが先祖伝来の治めた国が律令制での郡の大きさぐらいだったと考えられるからです。

　「臣」や「連」はその「君」の家臣であるさらに下位の豪族であると。

　そして彼ら豪族の連合国家ができてくると、最大のもっとも強い豪族が「大君」を名乗り、やがて「天皇」とか「天子」とか名乗って、他の豪族に卓越した権威と権力を備えてくるようになる。豪族連合から統一国家への変化です。６世紀から８世紀は、まさにその過渡期だったのではないでしょうか。

　磐井を「筑紫国造」としたのは、書紀編者なのでしょうか。もともとの九州王朝の史書にもそうあったのではないのか。つまり九州王朝の天子であったものを打倒した次の天子の大義名分論として、磐井を、天子より下の、「筑紫君」よりさらに下の「筑紫国造」とした。磐井の息子の葛子が「筑紫君」なのですから、磐井はその上位の地位にあったはず。つまりは「天皇」もしくは「天子」。これが論理の必然です。

　領地分割記事こそが、書紀編者の造作であったと私は考えます。

　宮の件。

　「難波宮」は「難波長柄豊碕宮」の略称とのこと。これは恣意的解釈です。古代史学者がいつもやる手口。書紀に明確に別の名で出てくるのですから、別宮と考えるべきです。

　古賀さんが「難波宮下層宮殿遺構」を「難波宮」と呼ぶ理由は、書紀など文献記録に基づいていません。それは後世のこの上町台地に作られた聖武の宮が「難波宮」と呼ばれていることが根拠となり、昔もそうだったはずとの希望的解釈にすぎません。あとは後代史料にしか基づいていない。

　そもそも書紀孝徳紀をきちんと読めば、この時期に九州王朝が造営した宮は「味経宮」。難波地方からは少し離れたところにある宮で中国王朝の都城に倣った都の中心にある宮のことだと思います。

　古賀さんはそもそも書紀の原文を精査していません。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月19日 (月) 13時52分

川瀬さんへ

６月１７日の川瀬さんの指摘事項に対し、小生の論拠を説明します。

＜孝徳紀白雉年間に記されている宮＞

書紀の記述は次の通りです。

元年１月１日：味経宮で拝賀の礼。この日に御者は宮へ帰る。

１５日：朝廷で白雉改元の儀。

二年１２月晦日：味経宮で僧尼二百余人の読経。天皇は大郡から難波長柄豊崎宮に遷る。

三年１月１日：元旦の拝礼の後、天皇は大郡宮に行く。

３月９日：車駕は宮に帰る。

４月９日：僧恵隠を内裏に招き僧千人を集め、法論議。

９月：豊崎宮の造営が終わる。

１２月晦日：内裏に僧尼を招き供養を行う。

四年是歳：皇太子が倭飛鳥川辺行宮に行く。

五年１月：鼠が倭の都に向かい走る。

１０月１２日：天皇は難波宮で崩御

１２月８日：皇極上皇を倭飛鳥川辺行宮に移す。

確かに川瀬さんのご指摘の通り、味経宮でなく朝廷で改元の儀は行われています。

白雉年間の記事によると、元旦・晦日の大きな儀式は味経宮で行われ、天皇は儀式のあと宮に帰っています。味経宮は儀式が行われるところで、天皇の帰る宮都とは、天皇の居住する所。

このために白雉改元の儀式が行われた朝廷とは味経宮に置かれていたと考えたものです。

難波長柄豊崎宮は白雉三年９月に造営が終わっています。

＜孝徳の宮は飛鳥以外＞

「四年是歳：皇太子が倭飛鳥川辺行宮に行く」とあることから、孝徳宮は飛鳥の外と考えたものです。孝徳は近畿天皇家の人間で乙巳の変で天皇の位につきました。都はどこにあったのか書紀は記していませんが、畿外にあったとは考えにくいと思います。

＜古事記の倭の日本への書き換え＞

ご指摘の通り『日本書紀』にある倭はすべて日本に書きかえられていません。しかし記紀でもっとも基本的は天皇の和風諡号と最大の英雄である倭建命が日本書紀では「日本」に書き換えられていることも事実です。

＜朝鮮史書の日本と「書紀」の任那日本府＞

朝鮮や中国の史書には記されていませんが、朝鮮半島に存在した倭国の拠点が「任那日本府」と呼ばれていた可能性はあると考えています。しかし、その地が日本府と呼ばれていてもそれは「倭国」の出先機関の名称であると考えます。理由は同時代の中国史書である「隋書」に「日本」の名前はでてきません。隋書には「俀国」は古の「倭国」のこととして記されています。

旧唐書にある白村江の記述も戦いの相手は「倭」です。「日本国」ではありません。九州王朝が「日本国」を称し、近畿天皇家が「倭国」であれば、白村江の当事者は九州王朝ではなく近畿天皇家となってしまいます。

ご指摘を受け『日本書紀』と『古事記』に記されている「倭」と「日本」がどのような使われ方をしているのか調べる必要があると思いました。時間がかかりますがトライします。

確かに『失われた九州王朝』で古田先生はいろいろなことを言われていますが、先生はこの本で記された内容について、その後「継体の乱はなかった」「薩夜馬は九州王朝のトップではなくＮＯ２だった」と自説を変えられています。小生は同時代史料の記述を優先させるべきと考えています。

＜大和はいつから「倭」と呼ばれたか＞

地名がその土地でいつからそう呼ばれるようになったか、それを示す直接証拠を見つけることは不可能です。『日本書紀』の記された７２０年には大和はすでに「倭」となっていました。孝徳紀の著者は「倭」は大和の地名として記した可能性が高いと考えたものです。

投稿： 大下隆司 | 2017年6月19日 (月) 20時31分

大下さんへ

　大下さんの解読と見解はやはり恣意的です。

１：「白雉元年春正月辛丑朔、車駕幸味經宮、觀賀正禮味經、此云阿膩賦。是日、車駕還宮」。

　これをどうして「御者」は宮に還ると読むのでしょうか。「車駕幸味経宮」の構文と「車駕還宮」の構文はまったく同じです。どちらも主語が省略されている。「車駕」は「車駕が」ではなくて、「車駕にて」と読むのが漢文の読みとしては正しい。前者を天子の行動と読んでいて後者をそう読まないのは読みに一貫性もありません。間違いです。

　「三年春正月己未朔、元日禮訖、車駕幸大郡宮」。そして続いて、「三月戊午朔丙寅、車駕還宮」。ここの読みも同じです。漢文の読み方がわかっていません。

２：＜味経宮は儀式が行われるところで、天皇の帰る宮都とは、天皇の居住する所。このために白雉改元の儀式が行われた朝廷とは味経宮に置かれていたと考えたものです。＞

　これも宮には天子が生活する宮と儀式を行う宮があるという、大下さんの史料に基づかない勝手な解釈が先行しています。そういう例があるかどうか、多いかどうかも書紀記事を精査してください。

　ここはたまたま、味経宮が造営中であったから、儀式ができる程度にはできたから正月の拝賀の礼はここで行い、そのご元の宮にもどったということ。その後味経宮に天子が戻ったとの「記事がない」のですから、味経宮で改元礼が行われたというのも、大下さんの勝手な読み。史料事実に基づいてください。

３：＜難波長柄豊碕宮が白雉三年9月に造営終った＞と解釈するには、「冬十二月晦、於味經宮請二千一百餘僧尼使讀一切經。是夕、燃二千七百餘燈於朝庭內、使讀安宅・土側等經。於是、天皇從於大郡遷居新宮、號曰難波長柄豐碕宮」の記事が書紀編者の造作ではないと読まないと、「秋九月、造宮已訖。其宮殿之狀、不可殫論」の「宮」が「味経宮」ではなく「難波長柄豊碕宮」だとの理解には至りません。

　私がすでにこの「於是、天皇從於大郡遷居新宮、號曰難波長柄豐碕宮」の記事には書紀編者の造作の手が入り、元記事は「天皇」の語はなく、「號曰難波長柄豐碕宮」は書紀編者が新宮をこの宮だと見せかけるための造作だと理由を挙げて論じているのですから、なぜこう読まないのかを理由を挙げて論じなければいけません。そうでなければお互いの持論を出しているだけで議論にはなりません。私の読みのどこがおかしいのか言ってください。私は、天子の行動を示す記事に主語があるものとないものとがあるという史料事実を、前者は九州王朝史書そのままで主語は天子、後者は九州王朝史書に書紀編者が天皇の語を加えて九州王朝天子の事績を近畿の天皇のものとみなすために造作したと読みました。

　ここの記事の読み方だけではなく、書紀編纂の方法についての私のこの見解についての是非が問われなければいけないのです。それをせず自分の解釈だけを出してくるのは、学問の論議ではありません。

４：＜「四年是歳：皇太子が倭飛鳥川辺行宮に行く」とあることから、孝徳宮は飛鳥の外と考えたものです。孝徳は近畿天皇家の人間で乙巳の変で天皇の位につきました。都はどこにあったのか書紀は記していませんが、畿外にあったとは考えにくいと思います。＞

　ここも恣意的解釈そのもの。孝徳の宮が畿外にあったと考えにくいという根拠を示しましょう。それも書紀の記述に依拠して。前に大下さんが示された、「阿倍+孝徳×中大兄+蘇我分家など」の対立構図を前提にして、敵の中に宮を置くはずがないと考え、さらに乙巳の変で兵力を使って余力ないと考えたとのご説明でしたが、これなども恣意的解釈で論外です。この二つの勢力は乙巳の変では同士。どこで対立したか。決定的対立に至ったのは中大兄が飛鳥の宮に群臣を引き連れて戻った時点。その前触れは、中大兄の妻の父である蘇我倉山田麻呂が謀反の罪で追討された時点。乙巳の変と孝徳即位からはずっと離れた後です。後の事実を史料根拠もなく、前に遡らせるやり方は、通説派の学者の十八番。まったく恣意的解釈です。

５：＜しかし記紀でもっとも基本的は天皇の和風諡号と最大の英雄である倭建命が日本書紀では「日本」に書き換えられていることも事実です。＞

　この事実を指摘したからと言って、書紀に史料として引用された百済記などの史料の記述も書紀編者がいじっているとの根拠にはなりません。これも「そうに違いない」との通説派十八番の恣意的論法です。まず全部検証してください。地の文と史料の引用文との分けて検証してください。

　これをやって私の史料解釈が誤りだという事実が出てこなければ私の読みが成り立っています。

６：＜同時代の中国史書である「隋書」に「日本」の名前はでてきません。＞

　この事実がすなわち、九州王朝がこの時代に「日本」と名乗っていない証拠とはなりません。「日本」との名乗りと「日出るところの天子」の名乗りは一体ですから。後者を認めなかった隋王朝が前者を認めるはずはないのです。ここはむしろ、「旧唐書」と「新唐書」の記事と、これに対応した書紀の近畿天皇家関係記事との対応関係で考えるべきです。倭国の半島出先機関は、確実に「任那日本府」です。

７：＜確かに『失われた九州王朝』で古田先生はいろいろなことを言われていますが、先生はこの本で記された内容について、その後「継体の乱はなかった」「薩夜馬は九州王朝のトップではなくＮＯ２だった」と自説を変えられています。＞

　私は古田さんが「継体の乱はなかった」と自説を変えたことが間違いだったと指摘しています。理由も示したはずです。

　古田さんの根拠は他王朝の侵略でつぶされたのなら文化的変動があったはずとの理由でした。でも同一王朝内の王位継承戦争ならそういう変動はないはずでしょ。これが私が古田さんのが自説を変えて「書紀編者の造作」だとしたことが間違いだと言っている根拠の一つです。そしてもう一つの根拠が、古事記になくて書紀にしかない事象は九州王朝の史書からの盗用である、という古田さんの分析の方法を徹底的に使えば、同一王朝内の戦争との理解に至るのはたやすいということ。

　私が古田さんの誤りを指摘しているのだから、それに対して批判しなければいけない。先生を擁護するだけでは、古田信仰です。

８：孝徳紀には二種類の「倭」が出てくることにお気づきでしょうか。「倭国」と記して「やまとのくに」と読ませた部分と、単に「倭」と記した部分があるという史料事実を。私はここも踏まえて言っています。

　おそらく前者は近畿天皇家の史料に基づいた記事。後者は九州王朝の史料に基づいた記事。近畿天皇家が分裂して一方が飛鳥に戻ったという事件は、九州王朝にも重大な事件であったことでしょう。おそらく近畿天皇家の史料にもあったと思う。

　この際に両者の「倭」の使い方は異なるはずですね。

　ここが私が、当時近畿天皇家の国名は「倭国」であり、九州王朝の国名が「日本国」であるとの理解の一つの背景です。

　大下さんは本当に書紀孝徳紀の原文を精査されているのでしょうか。

　そして古田さんの「失われた九州王朝」を精読されているのでしょうか。

　両方読み直してから私の見解を批判してください。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月20日 (火) 14時29分

磐井は九州王朝の豪族であるとした見解は訂正されたのですね。さて、「詔」「幸」の用字から、行動主体を決める方法は「日本書紀」全体から帰納されたものでしょうか？主語が表記されていない、「詔」「幸」は九州王朝天子のものであると言い切れるのでしょうか？持統の吉野行を、見た場合、主語を天皇に替えている例もあるように思います。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年6月21日 (水) 13時46分

川瀬さんへ

６月２０日付けのご指摘有難うございます。今回の一連の川瀬さんの投稿の内容を良く読んで勉強させていただきます。

小生は大阪に住んでいて、畿内の古墳・神社へよく行くのですが、そこに説明されていることはすべて「記紀」に基づく情報です。編年・実年代観についてもすべて「記紀」に基づいています。確かに小生の考え方が、「記紀」に支配されているのは事実かもしれません。

しかし「記紀」に書かれている事項と、それに該当する地名や遺物が現地に残っている場合、「記紀」の記述の通りでなくても、そこには何等かの歴史的事実があったと思っています。

例えば古田先生は壬申の乱の舞台”吉野”は奈良でなく”佐賀”にあったとされました。ところが奈良から伊勢、近江にかけては壬申の乱に関する地名がたくさんあり、乱に関する現地伝承もあります。これらの地名や伝承が日本書紀に基づいて作られたものか？それとも古田先生の指摘が正しいのか？などです。難しい問題で簡単には解決できませんが、現地を歩いて自分なりに調べることも必要と思っています。

投稿： 大下隆司 | 2017年6月21日 (水) 14時05分

大下さんへ

　古田さんの壬申の乱についての説で、舞台となった吉野が九州の吉野だとの論証。これは持統紀の持統の吉野御幸記事の多くが九州王朝の史書からの盗用で、白村江の戦いを控えた九州王朝天子の海軍基地吉野への御幸記事を盗用したものとの論証が元だったと思います。だから壬申の乱に出てくる吉野も近畿の吉野ではない可能性もあり、この出来事をもっと広域のもの、太宰府・北九州に唐占領軍が存在する中で、唐に認められる列島王権は誰かをめぐる争いだったのではという論証だったと思います。

　畿内近国で戦闘はなかったと言っているわけではないと認識していますが。

　だとすれば畿内各地に壬申の乱の伝承があっても不思議ではないと思いますが。

　現地を歩く前に、もう一度、古田さんの壬申の乱認識を再度確認してみたらどうでしょうか。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月22日 (木) 13時45分

上城さんへ

　見解を変えたわけではないです。わからないかな？

　豪族と天皇を別のものととらえている従来説の見方がおかしいと言っているのです。

　豪族とは一定の地域を領地として占有している有力者のこと。これには大小さまざまいます。そして律令制国家が成立するまでは、天皇といえども（天子も同じ）全国を直轄地として支配していたわけではなく、天子の直轄地は一部で、大小さまざまな豪族が自己の領地を占有して治めていた。ここは天子が手を出せない豪族固有の領地。

　この天子と並立できる地位の豪族が、「君」「国造」だったのではないか。そして天子の家臣である豪族が「臣」「連」らではなかったか。

　この意味で、「天子」と言っても最有力の豪族の一つに過ぎず、独立して固有の領域を支配している豪族といういみでは、「君」も「国造」もそして「天子」も対等だと言っているだけです。

　通説の天子・豪族のとらえ方は誤りだといっているのです。

＞　詔」「幸」の用字から、行動主体を決める方法は「日本書紀」全体から帰納されたものでしょうか？主語が表記されていない、「詔」「幸」は九州王朝天子のものであると言い切れるのでしょうか？持統の吉野行を、見た場合、主語を天皇に替えている例もあるように思います。

　まだ書紀全体を精査したわけではありません。でも孝徳紀よりも前には確実に有効な読みだと思っています。斉明紀も同様。

　天智紀と天武紀と持統紀は微妙です。なぜなら天智紀の白村江以後は、彼らは事実上列島の王者ですから。名目は違っても。ここは主語を省略している構文でも天智・天武・持統を指している文がある可能性はあります。

　ただし中国王朝の史書を見てみると、たとえば唐の最初の二代の天子は最初は隋の家臣にすぎなかった。彼らが家臣であった時代と天子になってからの行動は、前者は主語を明記し、後者はまさしく主語を省略しています。書紀編者がこうした中国史書の通例を理解していたら、これに倣ったと思う。

　この中国史書の表記法を頭において、天智紀・天武紀・持統紀は丁寧に一つ一つ検証しなければいけないと思います。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月22日 (木) 14時01分

大下さんへ

わたしは史料も知らず、現地も知らず、で知らない事ばかりですが、 近江朝の大津宮が九州にあったことが論証されない限り、 大下さんの考え（近畿で壬申の乱が戦われた）が正しいことがわかります。

敵の首都を陥落させない限り内戦は終結しないからです。

こんなことは子供でも分かります。

古田先生がどういわれたかではないでしょう。

これを「思い込み」と決めつける方がいるとすれば、

そんな方とは以後ともに歴史を語ることはしません。

私一人の歴史でもかまいませんので。

持統紀の吉野が吉野ケ里であるかどうかには無関係ですよ。

投稿： 山田 | 2017年6月22日 (木) 20時13分

川瀬さんのお考えで言うなら、「卑弥呼」も豪族なのですね？

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年6月23日 (金) 14時57分

上城さんへ

　そうです。卑弥呼も豪族です。豪族と天皇・天子が絶対的に区別できるほど権力の大きさが変わったのは、律令制施行以後です。それ以前は、同じ豪族の中の大中小。

　のちの時代のイメージを、過去に遡及させては歴史をしっかりととらえることはできません。しばしばこれを人はやってしまいます。古代史の専門家と言われる人もやっていることが問題だと古田さんは言われました。そしてその古田さんも私たちも、古代史の専門家がこうした間違った方法で歴史を理解していることに確実に影響されています。

　ここから離脱するためには、間違った考えに汚染されていることを自覚し、常に史料に戻って考え、史料をそのありのままの姿で理解しようと努力するしかありません。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月24日 (土) 11時16分

川瀬さんの「天子も国造も同じ豪族の中の大中小」論は解りかねるのですが。

たとえば「磐井の乱」は日本書紀による限り近江毛野臣の任那発遣問題に端を発していて、発遣の命令者は倭王だと解するしかないのですが、それについてはどう解釈されるのでしょうか？

投稿： 佐藤浩史（ツォータン） | 2017年6月25日 (日) 17時30分

佐藤浩史（ツォータン）さんへ

　近江毛野臣を派遣したのは倭王でしょう。とすると新羅と結んで近江毛野臣の進軍を阻んだのが磐井だとの記事が正しければ、磐井は倭王ではないということになる。だが続く「於是、磐井、掩據火豐二國、勿使修職、外邀海路、誘致高麗・百濟・新羅・任那等國年貢職船、內遮遣任那毛野臣軍」によって、磐井が事実上倭国王となったことを意味する。磐井が完全に抑えていないのは筑紫だ。筑紫には磐井と対立するもう一人の倭国王がいたことになる。

　したがってこの事件は、倭国王位をめぐる九州王朝内部の抗争となり、最終決戦は当然筑紫で行われた。そこまでおよそ1年半の年月が経っている。

　と、こう書紀記事を読みました。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月26日 (月) 14時23分

ここまでの議論を見ていると、「誰が読んでも同じ結論になる」という論証がなされてはいませんね。「日本書紀」のみから考察することの難しさを、感じました。「九州王朝」実在を強固な論証とするために、「何を、どのようにすれば良いのか」をあらためて考えてみたいと思います。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年6月27日 (火) 12時13分

上城さんへ

　結論を急がないでください。

　まだ私はちゃんと書紀継体紀の記事を分析していません。分析結果を提示してはいませんよ。まだ一読しても印象だんかい。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月28日 (水) 12時47分

川瀬さんへ

ご丁寧な応答ありがとうございます。

どうも川瀬さんと私の認識の違いはただ単に「豪族」という言葉の認識の違いのみのようですね。

私は「豪族」という用語は「中央政権」と対を為す用語だとの認識でしたので、天子や卑彌呼も豪族だと主張されることに「？」となってしまったのです。

（おそらく上条さんも同じだったのではないかと思います）

他の豪族やその家臣に任那へ赴任しろと命令したり、任那の久麻那利や四県を百済に与えたり、そんなことを命令して実行させるだけの存在が豪族なわけなかろう、と。

でも、川瀬さんの見解をあらわすのに「豪族」以外の適当な言葉がないのも事実ですね。「元豪族」とか「超豪族」などがいいかもしれませんが余計に混乱する人も出てくるかも知れませんね。

そして望外にも、磐井の乱についての川瀬さんの見解を示してくださりありがとうございました。

私は古田さんの初めの「反乱者は継体」の説を知った時、「目から鱗」的な感想を持ったのは事実ですが、同時に「最終的に近江毛野臣が任那に発遣されていることはどう解釈するの？」という疑問も起こっていました。

川瀬さんの見解ではその疑問点が見事に解決されるので、心の中で喝采を叫んだほどです。

私は応神～欽明までの女系を調べてみて武烈が抜群に尊貴な王であると考え、継体は請われて手白香皇女の婿となったと判断しました。

なので継体は簒奪のための戦いで大和に入るのに年月がかかったのではなく、近江毛野らとの戦い（牽制含む）のため樟葉宮や筒城宮などに拠点を置いた、と考えるに至りました。

（ただこの考えも所詮は古田さんの初めの説の派生型でしかなく、近江毛野臣の発遣問題の疑問は解決しません）

昨夜、川瀬さんの見解を読んで喝采を叫んだものの、私の継体に関する上記の考えの少なくとも後半は改めなければならないのかな、とやや複雑な心境でもあります（苦笑）

でも、自分と異なる見解に立つ方の説を知る（認識の再認識）ということはとても大切で有意義なことですね。

川瀬さん、そして私のコメントを反映させてくださった肥沼先生、ありがとうございました。

投稿： 佐藤浩史（ツォータン） | 2017年6月28日 (水) 22時59分

佐藤浩史（ツォータン）さんへ

　佐藤さんと上城さんの突っ込みで、書紀継体紀・安閑紀・宣化紀を精読し、さらに継体いぜんを読んでみました。まだ漢文の精査を終えていないので確定ではないですが、従来誰も唱えていない説が出てきそうです。

　１：オオド王を近畿天皇家の王に据えた大伴金村連（物部大連麁鹿火も）は九州王朝の天子の臣下ではなかったか。というのも彼らは武烈紀に急に出てきます。それまではない。そして彼らは磐井をつぶした九州王朝天子の詔にも名前が出ており、さら宣化紀諸国の屯倉からモミを難波の倉庫に運ばせる詔（これも当然九州王朝の天子のもの）にも登場するから。

　２：ということはこの二人は近畿天皇家の内紛を憂えた九州王朝がその早期終息のために派遣した重臣だったのではないか。

　３：しかし内紛が収まらない中で武烈は嗣子もなく死去。しかたなく遠縁のものから候補を選ぶことに。

　４：オオド王は応神の子孫かどうはか別にして、その母や妻の系統を見ると、古くから近畿天皇家に妻を提供した息長氏や、尾張連との関係が深い。その領国であった越前三国は日本海海運の要地。息長氏も海に関係の深い豪族。ということで彼自身が九州王朝天子の遠い分家の一つであったかもしれない（ここは想像だが）。

　５：近畿天皇家の内紛を終息させるためにオオド王を送り込んだ主体は、九州王朝ではなかったか。

　６：だがこの終息案は近畿天皇家の他の重臣の同意を得るのに長期間かかったので、オオド王は大和の国に入る手間取った。

　７：そして王権を安定させるために前王朝の手白香皇女を妻とし二人の間に生まれた皇子を後継者にすることに（暫定的に二人の兄を先に王位につけたあと）。

　継体擁立についてはこんな読み方が可能です。だから当然磐井と戦った天子は継体ではありえない。大和に入ったのは継体20年。

　磐井の乱について

　これは九州王朝内部の皇位継承戦争だ。

１：磐井が占領した地域が豊・火の二か国であること。ということは九州王朝の重要な領国である筑紫と長門以東は磐井の領国ではない。ただし筑紫には磐井の息子葛子が筑紫君となっているので一定程度の勢力はあった。豊と火が磐井の領国ということは、この二か国の海上勢力も彼の傘下にあった。だから磐井は朝鮮半島諸国からの朝貢船を収め、さらに任那遠征軍を背後からつくこともできた。

２：磐井と戦った九州王朝天子はどこにいたか。物部大連麁鹿火に対する命令から考えると、彼は長門の宮にいたのではないか。筑紫は完全に制圧していなかった。そこで領土分割案に見える詔は当面の反乱鎮圧までに暫定統治案ではないのか。つまり天子は都を置いた長門以東のおそらく瀬戸内海沿いの四か国を統治、磐井に奪い取られた筑紫以南の九州島は天子の大将軍である物部大連麁鹿火に当面の裁断権を認めるというもの。九州王朝天子の元には、瀬戸内の水軍は傘下にあったと思われる。そして筑紫の水軍、いわゆる松浦水軍はどちらのものだったか。物部大連麁鹿火は筑紫の人ではなかったかと思う。

３：両者の決戦は、一つは水軍同士の海上制海権をめぐる争い。そしてもう一つは、両軍が対峙する筑紫の争奪戦。とりわけ磐井の根拠地であったろう筑後地方の争奪戦。だから最終決戦が筑紫の三井郡なわけ。実際の戦闘の多くは書紀の記録からは削除されている。磐井の息子の筑紫君葛子は父に従わなかったのかもしれませんね。彼が父に従っていれば、磐井の勢力圏は筑紫・豊・火の三カ国でなければいけないのだから。中立もしくは様子見。だから戦の決着がついてから葛子は筑紫の中枢の地のひとつを九州王朝天子に奉って生き延びた。（ここからわかることは、九州王朝天子と言っても、全土を直轄地にはしていなかったということ。自らの「君」としての先祖伝来の土地（たぶん郡程度）と諸豪族の直轄地の中においた天子の直轄地である屯倉だけ。だから有力豪族がひしめき、中には九州王朝の王家の分家も数多い。だから王位継承戦争も起きる。天子と言っても有力豪族の支持がないと天子になれない。これは近畿天皇家の歴史を見てみればわかること。

４：磐井の乱の年次

　書紀では継体21年から22年になっているが、すくなくとも終息は25年ではないか。これは継体の没年がある書では28年になっているが百済記で日本天皇皇太子がともに崩薨との記事があってこれが25年にあたるからとした、書紀編者の注記に従えばこうなる。つまり日本天皇であった磐井が皇太子とともに没したのが継体25年。したがって乱の終息は三年後ろにくる。

　では始まりは。これは継体21年の任那へ近江毛野臣派遣の直後と考えればそのままでよいのではないのか。九州王朝天子が討伐軍を発遣させるのに手間取っているさまが垣間見れるので。

　継体21年から25年の間が、磐井による九州王朝王位簒奪期間かな？

　「天子」と書いてきましたが百済記にしたがえば「日本天皇」でしょう。

　以上荒いですが、書紀記事を大まかに検討して出てきそうな、私の新説の概要です。

投稿： 川瀬健一 | 2017年6月29日 (木) 14時34分

倭の5王が九州であり、太宰府が当時機能していたと考えると、「日本書紀」の大義名分上の記述だとしか、考えられないものが多いと思います。

近江毛野臣の近畿天皇家の派遣とかありえないのでは、ないでしょうか。磐井には、

朝鮮の諸国が朝貢し、筑紫を基盤に肥、豊にも勢力範囲を持っていた。という事実だけが残るように思われます。欽明記の大伴サデヒコの「鉄屋」記事においても、九州王朝の記事の盗用と造作が見られ、「磐井の乱」の日本書紀の記述を信じ難くしています。

投稿： 佐藤さん、川瀬さん。上城です。 | 2017年6月29日 (木) 18時20分